

令和6年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～その他教員養成に資する情報提供について 一覧～

1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について P1
2. 生徒指導上の諸課題－少年非行（保護観察）－ P14
3. 初等中等教育段階からの国際交流について P16
4. 外国人児童生徒の対応について P25
5. 在外教育施設における派遣教師募集・教育実習について P33

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

総合教育政策局 地域学習推進課
地域学校協働推進室



教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）（令和5年12月1日付け事務連絡）【抜粋】

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校と地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進しています。

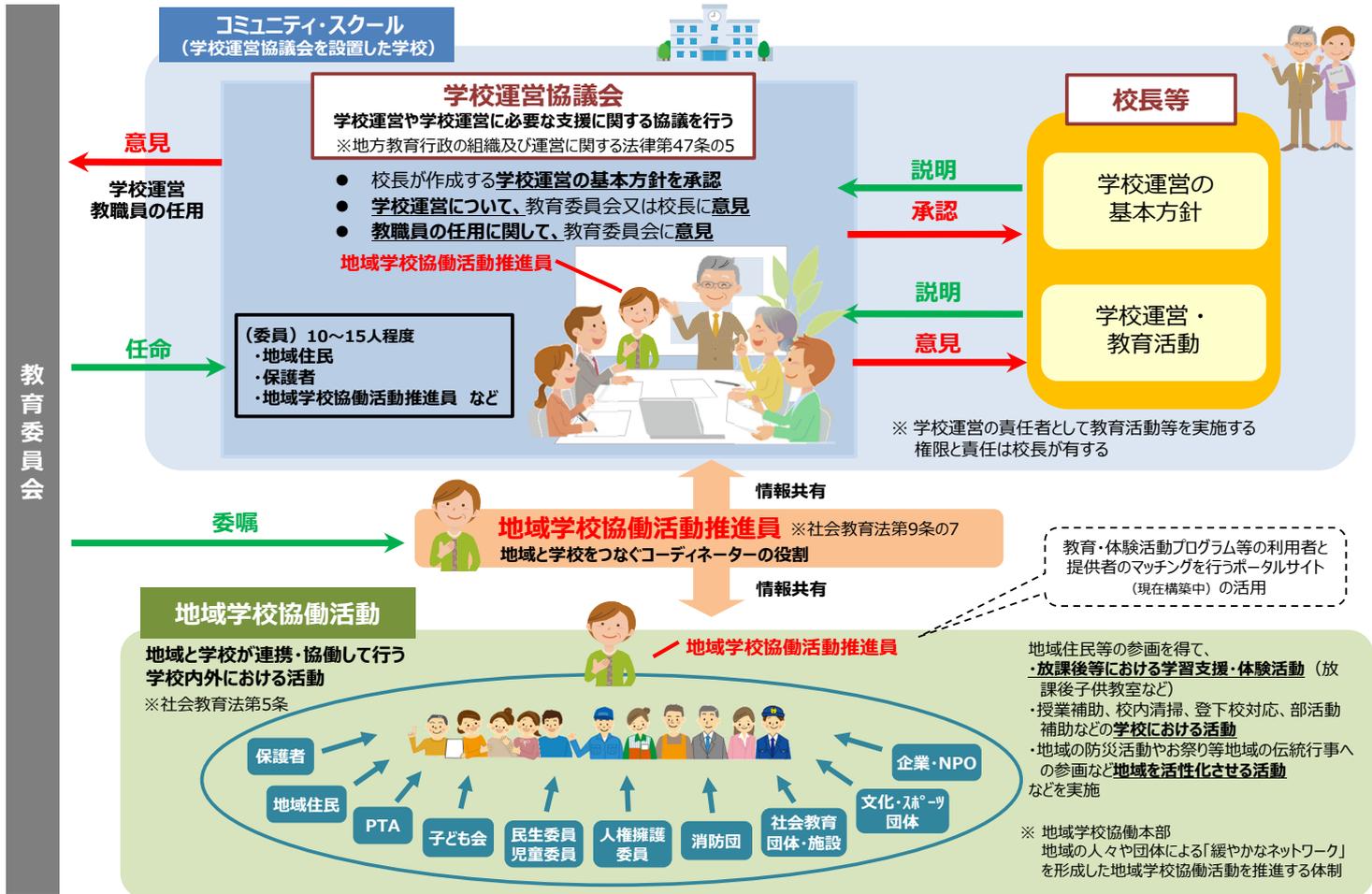
特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成29年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、本年5月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（52.3%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えています。このため、教職課程を履修する学生にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動についての理解を深めていただく必要性が増している状況です。

文部科学省では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の周知と取組の充実を図るため、制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、取組事例、関係会議の資料等を、下記のとおり公表しています。教職課程を置く大学等におかれては、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）に示す「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に関する科目等で「学校と地域との連携」の内容を取り扱う際には、これらの資料等も御活用いただき、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての学生の理解がより一層深まるよう御検討をお願いします。

記

- パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- 学校と地域でつくる学びの未来 ※制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、全国の取組事例等を掲載しています。
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 **当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 **自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 **持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

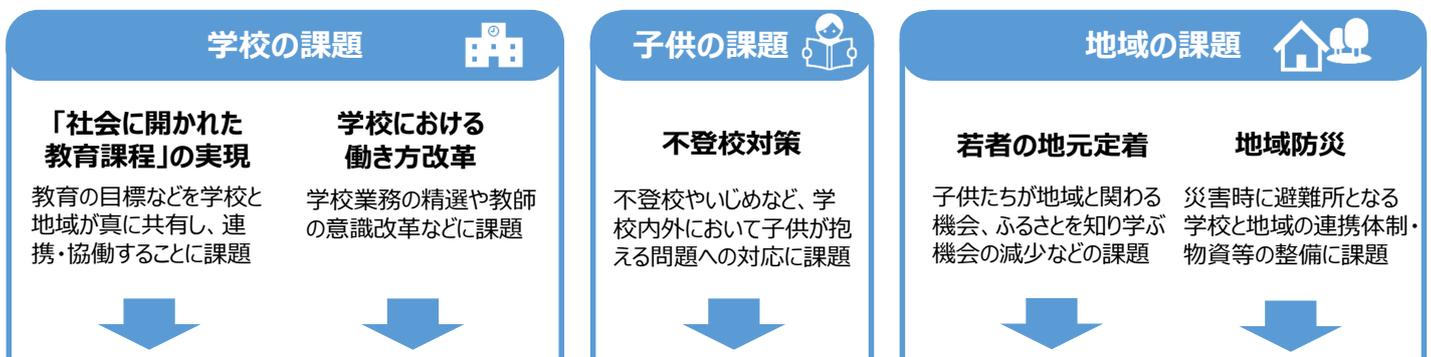
コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、**学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）**

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を**実現。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年12月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
(コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等)
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
(PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等)
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
(子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等)
- ・公益社団法人全国公民館連合会
(公民館の普及促進、調査研究等)
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
(教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等)
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
(教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等)
- ・全国国立幼稚園・こども園長会
(幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進)
- ・全日本中学校長会
(中学校教育の振興等)
- ・全国連合退職校長会
(教育の振興、地域の教育・文化の向上等)

- ・全国公立小中学校事務職員研究会
(学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等)
 - ・全日本教職員連盟
(教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等)
 - ・公益社団法人日本教育会
 - ・日本連合教育会
 - ・一般社団法人全国教育問題協議会
(教育に関する調査研究・普及活動等)
 - ・公益財団法人日本学校保健会
(子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等)
 - ・公益財団法人産業教育振興中央会
 - ・全国産業教育振興会連絡協議会
(産業教育の振興)
 - ・全国専修学校各種学校総連合会
(専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進)
 - ・公益財団法人日本漢字能力検定協会
(日本語・漢字に関する普及啓発・支援等)
 - ・公益財団法人日本数学検定協会
(数学に関する普及啓発・支援等)
- ## 《スポーツ・文化分野》
- ・公益財団法人日本スポーツ協会
(スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等)
 - ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
(運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等)
 - ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
(ラジオ体操・みんなの体操の普及等)
 - ・一般社団法人和食文化国民会議
(無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承)

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- ・消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- ・公益社団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- ・全国保育協議会
- ・公益社団法人全国私立保育連盟
- ・社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会（一般財団法人日本食生活協会）
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ（一般社団法人全国農業協同組合中央会）
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、 一般社団法人全国私立大学教職課程協会 、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

参考資料

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

教育基本法改正（平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

第一期教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組み
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

第二期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和三十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 協議会の設置の努力義務を課す こととした（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっていた。 ・委員は、 <u>地域住民や保護者一般のみが規定されていた。</u>	・協議会において、 学校運営への必要な支援 に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努める こととした（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える こととした（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、 <u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要。</u>	・委員の任命に当たり、 校長が意見申出 を行えることとし（第3項関係）、 校長がリーダーシップを発揮 できる仕組みとした。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 <u>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった。</u>	・どのような事項について 教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める こととした（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・ <u>学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。</u>	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 二以上の学校について一の協議会を置くことができる こととした（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 **地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。**

令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

〔40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合〕

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ
4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ
6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

調査基準日：令和6年5月1日

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和6年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,258園 2,437園	353園 341園	15.6% 14.0%	557園 510園	24.7% 20.9%
小学校	18,291校 18,437校	12,001校 10,812校	65.6% 58.6%	13,793校 13,487校	75.4% 73.2%
中学校	8,951校 9,010校	5,761校 5,167校	64.4% 57.3%	6,481校 6,173校	72.4% 68.5%
義務教育学校	232校 202校	180校 152校	77.6% 75.2%	186校 152校	80.2% 75.2%
高等学校	3,437校 3,449校	1,281校 1,144校	37.3% 33.2%	652校 581校	19.0% 16.8%
中等教育学校	35校 35校	8校 8校	22.9% 22.9%	3校 4校	8.6% 11.4%
特別支援学校	1,130校 1,117校	569校 511校	50.4% 45.7%	263校 237校	23.3% 21.2%
合計	34,334校 34,687校	20,153校 18,135校	58.7% 52.3%	21,935校 21,144校	63.9% 61.0%

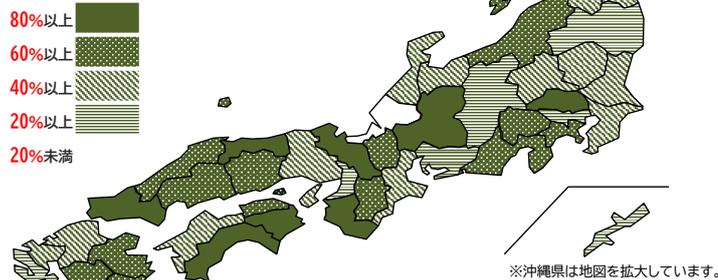
※下段は令和5年度の結果

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334校
 (教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
 全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入率



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

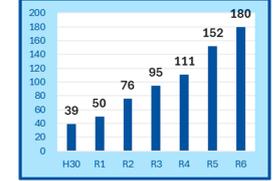
幼稚園

353/2,258園



義務教育学校

180/232校



小学校

12,001/18,291校



高等学校 (中等教育学校含む)

1,289/3,472校



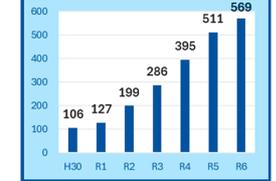
中学校

5,761/8,951校



特別支援学校

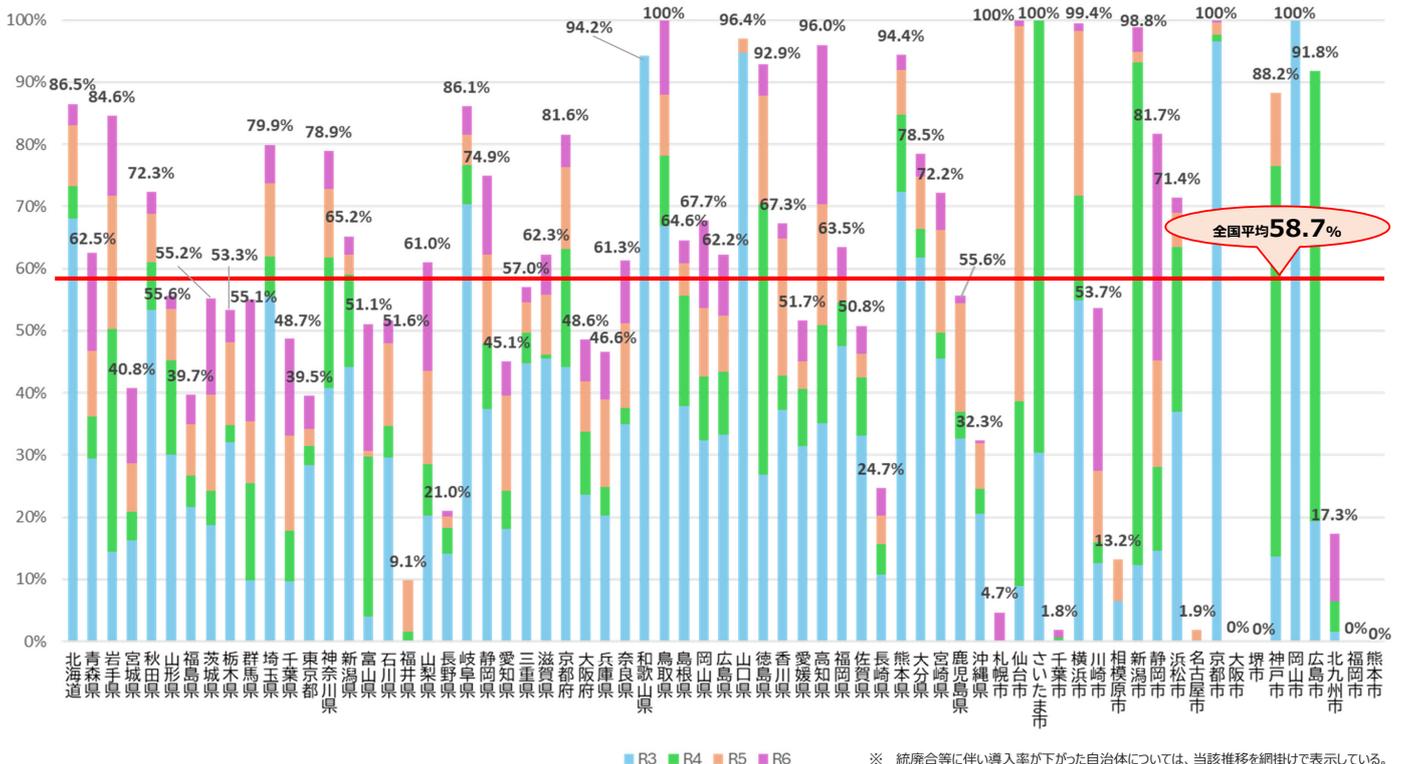
569/1,130校



コミュニティ・スクールの導入率 (令和3年度以降の推移)

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



都道府県 (指定都市含まず)

指定都市

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、**地域が具体的に何をすればよいか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題**だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に**協議会委員が授業を参観**し、授業参観後には**協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議**を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - ➔授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、**教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会**。
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、**教育課程の検討**を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な**地域学校協働活動**を展開。
 - ➔**子供の学びと地域課題の解決の両立**を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、**卒業生（大学生）が委員として参画**。
 - ➔**若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化**につながった。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に**地域活性化**に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に**地域活性化**に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、「**社会に開かれた教育課程**」を実現。
 - ➔**子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ**。
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、**教師の授業力向上に貢献**。
 - ➔質の高い学びにつながり、**子供たちの学力向上にも寄与**。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、**地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容**するなど、**子供たちの学び方が変わって**いきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、**地域の方が授業づくりに協力して**くださることで**子供たちの学びの質が高ま**っています。

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：二律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

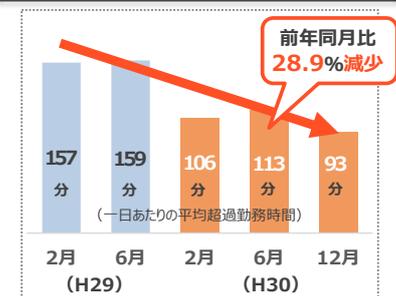
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合（％）
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

(鴨方東小学校資料より作成)

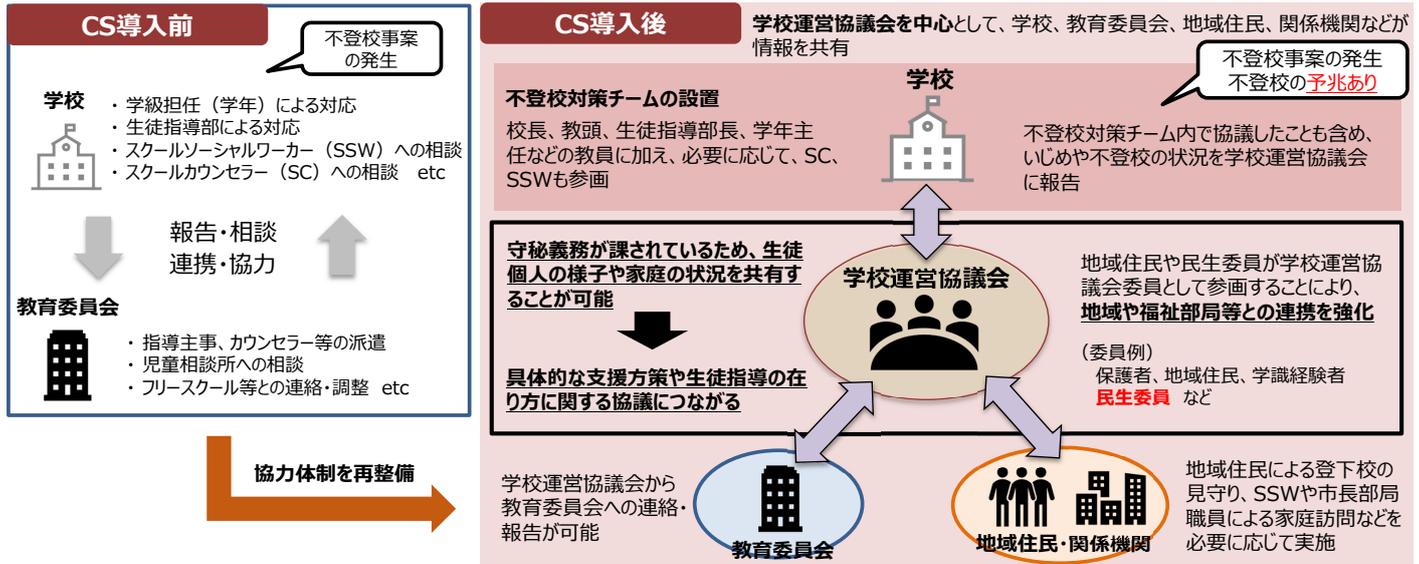
教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**



事例

CSを活用した不登校対策の取組（北海道登別市）

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



登別市の不登校児童・生徒数の推移

CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

成果・ポイント

- ・学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- ・また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**

【事例】町ぐるみで若者の地元定着を図るCSの取組（鳥取県南部町）

鳥取県南部町では、**学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。「地域とともに歩む学校づくり」により、町ぐるみで若者の地元定着を図っている。**

背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、若者の転出者の増加などに課題。
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「**まち未来科**」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさとに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

工夫・ポイント

- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、**各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。**
- ◆中学校区の学校運営協議会の下部組織として、**各学校別に「CS委員会」を設置し、子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。**

特徴的な取組

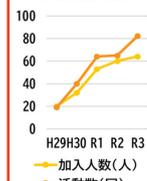
- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
➔子供が楽しみながら文化を継承し、高齢者の生きがいにも寄与。
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
➔地域での良い思い出を作ることで、郷土愛を育む。

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
➔地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、**中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。**
➔地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。



青年団の推移



10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。

まち未来会議

中学3年時に学びの集大成として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに**魅力的な町づくり**を図るといふねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「**まち未来会議**」を開催。



特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
 (地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
 (生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

今後の予定

開催地	期日	会場等	主催
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂（WEB配信併用）	・文部科学省
千葉県	8月2日（土）	千葉県教育会館（WEB配信併用）	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス（WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R4～R6年度実績

年度	開催地	期日	会場等	テーマ	主催
R6	山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館（WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！ 子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
	金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール（WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
R5	茨城県	7月15日（土）	茨城県庁（WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
	南部町（鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ（WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会・南部町教育委員会
R4	兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス（WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	・文部科学省 ・兵庫県教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
	玖珠（大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール（WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・大分県教育委員会・玖珠町教育委員会
	文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究（※同日午前に大臣表彰を実施）	・文部科学省

◇ これからの学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き（令和元年度版）

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。



（参考）「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

学校と地域でつくる
学びの未来
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ 検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国の実践事例

企業等による教育プログラム

関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。



一時停止



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “ 学びの未来 ” で検索



I キーワード

生徒指導

少年非行

保護司

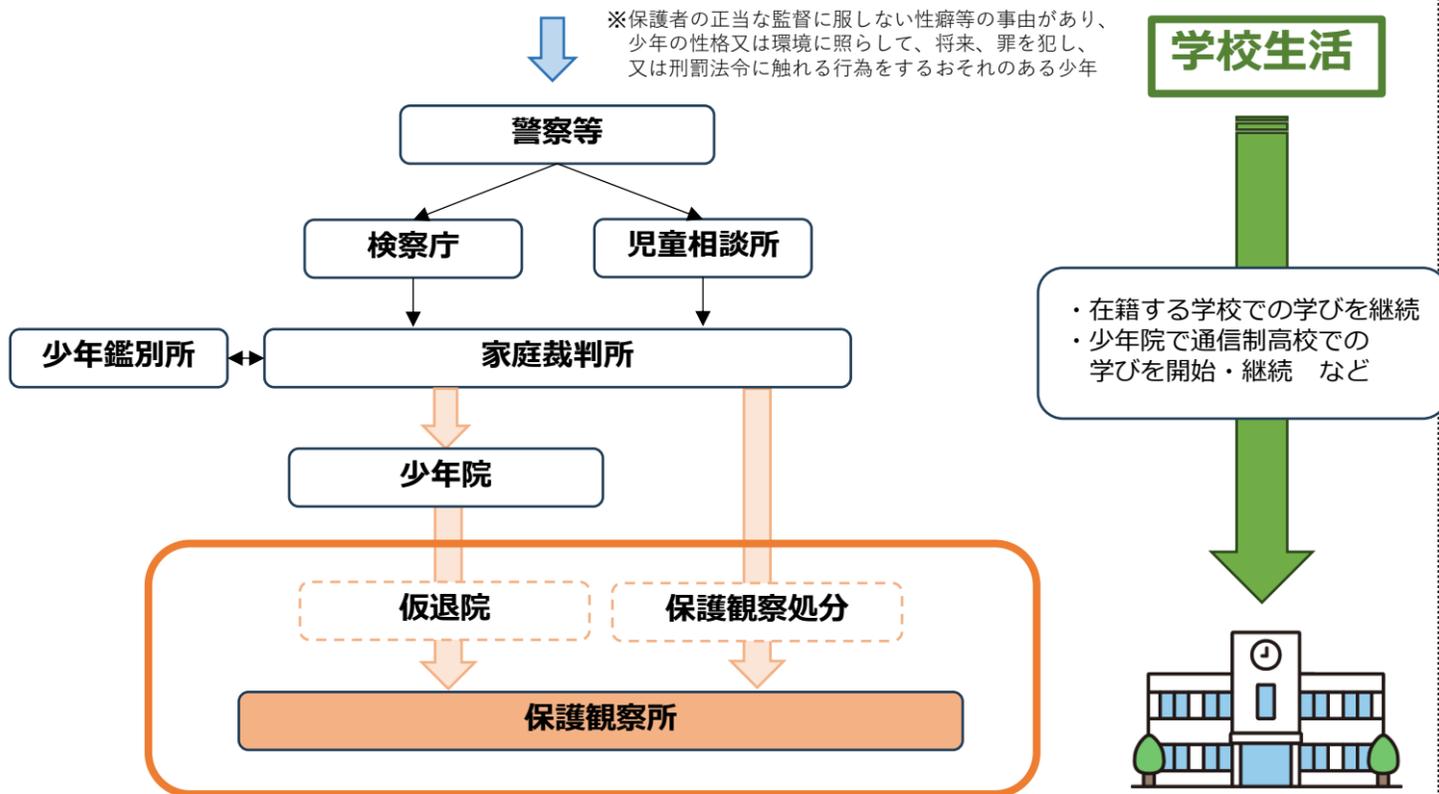
保護観察官

II 非行少年処遇の概要と保護観察

非行少年処遇の概要

犯罪少年、触法少年（14歳未満）、ぐ犯少年（※）

※保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年



保護観察

：非行のある少年等が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、通常の社会生活を営ませながら、保護観察官及び保護司による指導及び支援を行う制度（社会内処遇）

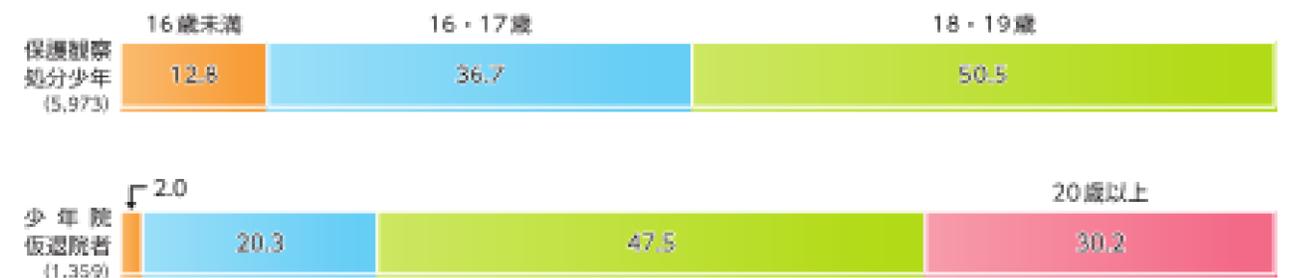
→ 保護観察中の少年は、施設に収容せず通常の社会生活を営ませながら指導等を行うため、他の生徒と同様に、学校に通っています。



保護観察の現状

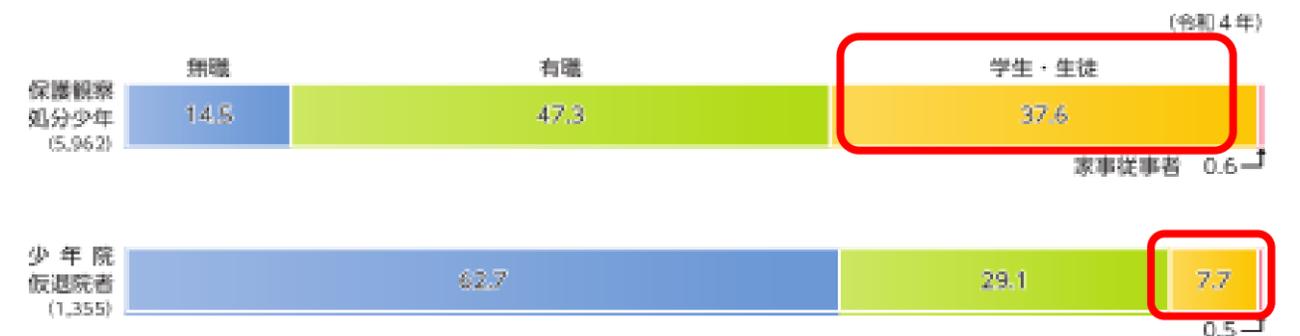
少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

→ 保護観察を受ける少年は、中学生・高校生・大学生に相当する年齢層（令和4年）

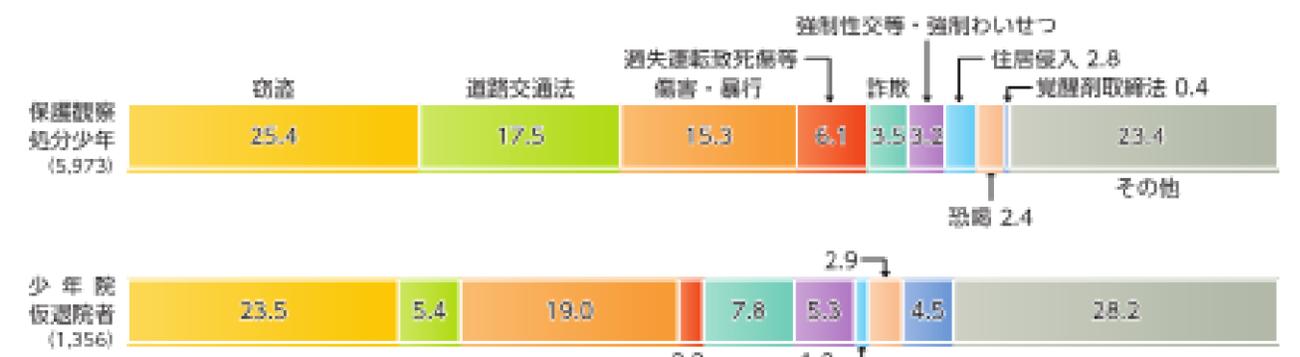


少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比

→ 保護観察処分少年の約4割、少年院仮退院者の約1割が学校に在籍



少年の保護観察開始人員の非行名別構成比（窃盗が最も高い）



出典：犯罪白書（令和5年版）

非行少年の学校復帰・更生に向けては、学校・教育委員会と保護観察所の連携が不可欠

Ⅲ 保護司とは

- 法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。全国に約47,000人います。
- 民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動しています。
- 非行防止教育という点で、警察に加え、犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止を地域で支える保護司及び保護司が組織する保護司会は、学校にとって身近な存在です。

Ⅳ 保護観察官とは

- 国家公務員で保護観察の専門家。地方更生保護委員会・保護観察所に配置され、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整のほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事しています。
- 教育学、心理学及び社会学などの専門的知識に基づき、再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行っています。

Ⅴ 学校と保護司・保護観察官との連携（実務場面）

- 保護観察は、法務省の機関である保護観察所が実施します。保護観察期間中は、保護司や保護観察官が生活の指導や援助に関わっているため、必要に応じて児童生徒を担当している保護司や保護観察官と連携することが重要となります。
- 教育委員会等において実施する生徒指導担当者等を対象とした研修やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修、各学校において実施する校内研修等に際して、保護司や保護観察官が講師となり、非行少年の社会復帰に向けた取組、再非行防止のための取組等について講義しています。
- 各学校において実施する非行防止教室においても、保護司や保護観察官が外部講師となり、実際に非行少年と関わってきた経験等を交えながら直接児童生徒に話をすることで、非行の問題を身近に考えやすくなり、非行防止教育の充実につながっています。
- “社会を明るくする運動”（法務省主唱）作文コンテスト（対象：全国の小学生・中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生・中学生に準ずる生徒を含む。））に作品を応募しています。

Youtube紹介動画



～保護司と少年の実話エピソード～
「どんな人生も変えられる」



「大切なこと」



バッドボーイズ佐田正樹
“保護司になる”

法務省ホームページ



保護司とは



保護観察官
パンフレット



学校と保護司の
連携パンフレット



全国の保護観察所一覧



更生ペンギンの
サラちゃん

未来を創造する若者の留学促進について【教育未来創造会議】

世界最先端の分野や、地域の成長・発展において、未来を担っていく人材を育成し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築していくことが求められており、内閣総理大臣を議長とする教育未来創造会議において提言（未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>）がなされた。（令和5年4月）

2033年に向けた目標



日本人学生の派遣

外国人留学生の受入れ・定着

教育の国際化

50万人を派遣

コロナ前22.2万人

非英語圏の仏・独と同等の水準へ

40万人を受入れ

コロナ前31.8万人

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

国際的な
教育環境の整備や
対面・オンライン交流の推進

大学・専門学校等		大学・専門学校・日本語学校等		大学等	
長期留学生数	6.2万人 ▶ 15万人	外国人留学生数	31.2万人 ▶ 38万人	英語のみで卒業・修了可能	学部: 86 ▶ 200 研究科: 276 ▶ 400
中短期留学生数	11.3万人 ▶ 23万人	全学生数に占める留学生割合	学部: 3% ▶ 5% 修士: 19% ▶ 20% 博士: 21% ▶ 33%	海外大学と協定に基づく交流のある大学	48% ▶ 80%
高校等		高校等		ジョイント・ディグリー・プログラム※数	27 ▶ 50
研修旅行(3カ月未満)	4.3万人 ▶ 11万人	外国人留学生数	0.6万人 ▶ 2万人	ダブル・ディグリー・プログラム数	349 ▶ 800
留学(3カ月以上)	0.4万人 ▶ 1万人	全生徒数に占める留学生割合	0.2% ▶ 0.7%	中学・高校等	
		卒業後の国内就職率		英語で複数教科の授業が可能	50校 ▶ 150校
		留学生の卒業後の国内就職率	48% ▶ 60%	対面での国際交流を実施	18% ▶ 50%
				オンライン等を利用した国際交流	20% ▶ 100%



出典：未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>パンフレット抜粋 内閣官房HP

Global×Innovation人材育成フォーラムについて

(令和6年6月18日 文部科学事務次官決定)

1 開催趣旨

○人口減少期において、企業等の価値向上につながる人的資本の拡充が求められる中で、G7 富山・金沢教育大臣会合（令和5年5月）において人的交流をコロナ禍前以上に拡大させることが合意されたほか、教育未来創造会議第二次提言（令和5年4月27日）においては、2033年までに「日本人学生の海外派遣者数を50万人」とすることとされた。この目標を達成し我が国の国際競争力向上に寄与するためには、伸び悩みが指摘される留学の裾野を広げることにより、社会や地域にイノベーションを起こすグローバル人材育成を加速するとともに、大学をはじめとする高等教育の国際通用性・競争力を強化することが求められる。社会全体で留学機運の醸成を進め、安心して積極的に留学にチャレンジできる環境の整備等についてスピード感をもって対応できるよう、留学促進方策等の論点について、グローバル人材育成に関係するステークホルダーが広く集い意見交換を行う。

2 検討事項

- (1) 留学機運を醸成するためにすべきこと
- (2) 安心して留学にチャレンジできる環境整備の在り方
- (3) その他目標達成に向けて留意すべき事項 ※外国人留学生の受入れについても意見を聴取

3 委員

小路 明善(○)	アサヒグループホールディングス株式会社 取締役会長 兼 取締役会議長
伊藤 公平	慶應義塾 塾長
大槻 祐依	株式会社 FinT 代表取締役
田中 明彦	独立行政法人国際協力機構 理事長
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
日色 保	日本マクドナルドホールディングス 代表取締役社長兼 CEO
廣津留 すみれ	ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、 成蹊大学客員准教授、大分市教育委員
藤井 輝夫	東京大学 総長
Pezzotti Giuseppe	京都工芸繊維大学 教授
前川 明範	京都府教育委員会 教育長
正宗 エリザベス	株式会社アット・アジア・アソシエイツ・ジャパン 代表取締役
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構 理事長
【オブザーバー】	
伊藤 学司	文部科学省 高等教育局長
茂里 毅	文部科学省 総合教育政策局長
藤木 俊光	経済産業省 経済産業政策局長

(敬称略)

○…座長

Global×Innovation人材育成フォーラム 中間まとめ（概要）

～未来を創造し担う若者たちが世界に羽ばたける留学環境とチャンス～（令和6年10月1日）

この国の成長と共生社会の実現を志を持ってリードする人材の育成が急務。政府をはじめ、教育界、産業界等が一体となって留学生モビリティ促進に全力を上げねばならない。本フォーラムの決意の具体的内容を以下に記す。（前文）

（1）【若者の多様な成長を支える留学機会の提供】（本文1）

- **中学校や高等学校等の早い段階から、留学や海外研修、対面やオンラインでの国際交流等の多様な国際経験の機会に誰もがアクセスできるよう地方公共団体・学校関係者に求める。**
- **大学生・大学院生等を後押し**するため、大学等は、日本人学生と外国人留学生が共修する機会や科目の充実に加え、一定の期間海外において研鑽を積む機会の必修化を目指すなど、留学の有無に関わらず**国内にいながら国際経験が積める体制の構築を進める**べき。

（2）【経済的支援】（本文2～4）

- 【学部学生や高校生等】多様な成長への第一段階として、**できる限り多くの学生・生徒に留学に挑める環境とサポートが必要。**
 - ・ **高校生等…裾野を広げ、地方・地域に関わらず海外へ渡航できるよう、経済的支援の抜本的な充実が求められる。**
 - ・ **学部学生等…一定の家計基準を設けつつも、協定派遣や学位取得目的の海外留学に関する給付型奨学金の大幅拡充が必要。**
- 【大学院生】世界トップレベルの学生・研究者と切磋琢磨し、**人的ネットワークの構築に加え「総合知」にも繋がるような学びを支援。**
 - ・ **1年以上の期間にわたるものや学位取得を目的とするもの等、本格的な留学に対して給付型奨学金を特に重点的に支給すべき。**
 - ・ **博士後期課程については、留学先の支援の積極的な活用や共同研究の枠組みに参加することによる研究費の獲得・活用等も期待。**
- **昨今のかつてない水準の物価高騰・為替変動により留学を断念することのないよう、国費による奨学金は単価の見直しと充実は必須。**
- 「**トビタテ！留学JAPAN**」をはじめとする民間企業・団体等からの支援は、**引き続き継続・拡充されることが望ましい。**政府は税制等**企業が支援しやすい仕組みの検討、既存制度の一層の活用、恒常的・継続的な留学支援ができるような仕組みの検討を進める**べき。

（3）【体制・環境整備】（本文5～9）

- **初等中等教育段階の国際交流について、政府や地方公共団体は学校の負担軽減に努め、全国で取り組めるよう政府が集中的に支援すべき。**
- **大学等において全学生が留学する前提の教育を展開し、留年や休学することなく留学できる環境を実現することが急務。**学内全体を通じた環境を整備し、国内にいながら国際経験が積める体制を構築する大学等には、政府から明確なインセンティブを付与することが望ましい。
- **国際的な交渉等を継続的に担う能力の高い専門職員の育成・確保を進める。**留学固有の支援提供に適正な対価を求めることは大学経営上合理的であり、大学等は、外国人留学生の授業料の増額や手数料の徴収等、**持続的・安定的な学内国際体制の自律的構築に努める**べき。
- **派遣と受入れを両輪として留学生モビリティ向上を推進。**外国人留学生コミュニティと日本人学生コミュニティとの交流が進むよう留意。
- **就職活動の早期化・長期化が留学を躊躇する一要因として指摘されている現状について、改善に向けて取り組んで行くことが必要。**

（4）【留学の機運醸成】（本文10～11）

- **留学経験が評価されるという認知を社会全体で向上。**特に産業界に、留学等の成果を積極的に評価するメッセージを強く打ち出すよう期待。
- **留学の実情や海外留学支援制度等を政府が発信し、教師や保護者等の認知度を高めること**でこうした認識を共有することが不可欠。
- **早期から世界の多様性等を体感できる機会として、外国人留学生・外国人教員等と接する機会、姉妹都市との交流機会の活用等を推奨。**